○内閣府厚生労働省令第十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項第十六号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この命令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○内閣府農林水産省令第十一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）第三十五条第一項第十五号

二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）第二十六条第一項第十六号

三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）第九十七条第一項第十六号

附　則

この命令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

省　令

○法務省令第三十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二特定活動の項下欄第三号中「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同欄第四号中「若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定若しくは平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に、「若しくはこれらの協定」を「又はこれらの協定若しくは交換が完了した書簡」に、「一年又は六月」を「又は一年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号、第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十条の二第二項、第二十一条第二項並びに別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロ及び第二号ロの規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。